



令和 7 年 1 月 26 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府特別職報酬等審議会
会長 山極 壽一

特別職の給与について（答申）

令和 7 年 10 月 27 日付け 7 職第 439 号により本審議会に諮問された知事及び副知事の給与について、別添のとおり答申します。

答申書

京都府特別職報酬等審議会

1 はじめに

京都府特別職報酬等審議会は、京都府議会議員の議員報酬の額並びに京都府知事及び副知事の給料の額に関する条例案を知事が議会に提出しようとするときに、あらかじめ、その議員報酬及び給料の額について、知事の諮問に応じて調査審議し、意見を答申する役割を担っている。

この度、知事から知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与について諮問を受けたことから、去る令和7年10月27日に会議を開催し、知事等の職務・職責をはじめ、本府の財政状況や一般職員の給与改定の状況、他の都道府県等における知事等の給与との均衡等を踏まえ、慎重に審議した結果、知事からの諮問に対する結論を得たので、答申を行うものである。

2 知事等の給与について

知事等には、月例給として給料と地域手当が支給されている。

地域手当は、地域ごとの民間企業の賃金水準を給与へ反映させることを目的に、勤務地に応じて支給割合を定めて支給される手当であり、現在、知事等については、京都市内に勤務する一般職員と同じ支給割合（9.4%）を給料の月額に乗じて得た額とされている。

しかしながら、知事等の月例給は、本来、その職務・職責に応じて定めるべきものであり、また、知事等は、当然、京都府全域が所管となることを踏まえると、勤務地に応じて支給される地域手当は、その性質上、必ずしも馴染むものとは言い難いことから、地域手当は廃止することとして、給料と一元化して支給するよう見直し、給料の月額を改定することが適切であると判断した。

3 知事等の給料の月額及び改定の時期

以上の審議結果に基づき、知事等の給料の月額及び改定時期について、以下のとおり改定することが適当である。

(1) 給料の月額

知 事	1, 413, 400 円
副 知 事	1, 119, 100 円

(2) 改定時期

令和8年4月1日

4 知事等の退職手当に係る意見について

諮問と併せて、意見を求められた知事等の退職手当については、現在の支給割合への見直しが行われた際、本審議会から、府民の理解を得られることを基本に、①社会情勢を見極めること、②府の行財政状況を踏まえること、③他の都道府県の状況を把握の上、突出することのないようにすることの3つの視点に立つべきであることを意見として述べたところである。

今回の知事等の給与の見直しは、地域手当の性質上、知事等に当該手当が馴染むのかという観点で審議したものであり、知事等の給与額そのものを見直すことが目的ではないところである。

しかしながら、知事等の地域手当を廃止し、給料と一元化して支給するよう見直すことにより、給料の月額にだけ着目すると増額となることから、それに伴い、給料の月額を算定基礎とする退職手当が意図せず増額となることは、本審議会として求めるところではない。

こうしたことを踏まえ、地域手当の廃止に伴って退職手当が大幅に増額となることがないよう、退職手当の算定に当たっては、給料の月額に現在行われている知事等のカット措置を適用するなど、所要の措置を検討されたい。